

## とみかふるさと応援券事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、とみかふるさと応援券（以下、「応援券」という。）を取扱う事業者（以下、「取扱事業者」）で使用できる応援券を発行し、ふるさと納税の寄附者に返礼品として交付することで、町外からの入客者の増加を図り、町の産業振興及び活性化に寄与することを目的とした、応援券事業（以下、「事業」という。）の実施について、必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 応援券 前条の目的を達成するために、町長が発行する券をいう。
- (2) 特定取引 応援券が対価の弁済手段として使用される、商品又は役務の提供をいう。
- (3) 取扱事業者 特定取引を行い、受け取った応援券の換金を申し出ることができる事業者として認定された者をいう。
- (4) 所有者 応援券を入手し所有する者をいう。

### (事業)

第3条 事業内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 事業名称 とみかふるさと応援券事業
- (2) 事業主体 富加町
- (3) 応援券の発行額 予算に定める額
- (4) 応援券の構成 額面1枚500円の紙チケットとする。

(5) 応援券の作成・交付 応援券は町で製作し、ふるさと納税の寄附者に対して返礼品として交付する。

(応援券の交付方法等)

第4条 ふるさと納税の寄附者で、応援券の交付希望者に対して応援券を交付するものとする。

2 応援券の交付額は、ふるさと納税の寄附額に100分の30を乗じて得た額(その額に500円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)とする。

(応援券の利用範囲等)

第5条 応援券は、所有者と取扱事業者との間における特定取引においてのみ使用することができる。

2 特定取引において提供される、商品又は役務の提供は、平成31年度総務省告示第179号第5条に定めるものであること。

3 応援券の有効期限は、応援券の交付日の属する月の翌年同月末日とする。

4 特定取引に使用された応援券の券面金額の合計額が特定取引の対価を上回るときは、取扱事業者からの当該上回る額に相当する金銭の支払いは行わないものとする。

5 応援券は、転売、譲渡及び換金を行うことができない。

6 有効期限を過ぎた応援券は、その効力を失い利用することはできない。

7 交付を受けた応援券は、いかなる場合も返品することはできない。

(取扱事業者の認定等)

第6条 町長は、別に募集要領を作成して取扱事業者を募集し、応募のあった事業者を審査の上、取扱事業者として認定する。

(取扱事業者の責務)

第7条 取扱事業者は、前条第1項に規定する募集要領に定める事項を遵守すること。

2 町長は、取扱事業者が前条第1項に規定する募集要領に反する行為を行ったときは、当該取扱事業者の認定を取り消すことができる。

(応援券の換金手続)

第8条 町長は、特定取引において応援券が使用され、換金の申し出があった取扱事業者に対し、その券面金額に相当する金銭を支払うものとする。

2 前項の場合において、取扱事業者は、町長に特定取引において受け取った応援券を提出して、券面記載の金額での換金を申し出る。

3 換金の方法は、取扱事業者の預金口座への振替の方法による。

4 取扱事業者は、町長に対し応援券が使用された日の属する会計年度の翌年度4月末日までに応援券の換金を申し出なければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、事業実施のために必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年10月1日から施行する。